

平成23年第7回野洲市議会定例会
請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 4 号	請 願 者	おうみ富士農業協同組合 経営管理委員会会長 勝見 友男
受 理 年 月 日	平成23年11月17日		滋賀県農政連盟 野洲支部 支部長 竹内 孝治 滋賀県農政連盟 中主支部 支部長 白井 嘉嗣
請 願 件 名	食料・農業・農村政策にかかる請願書		
請 願 要 旨	別紙のとおり		
紹 介 議 員	市木 一郎		
付 託 委 員 会	環境経済建設常任委員会		

請 願 要 旨

本年、私どもが実施した「TPP交渉参加断固反対署名運動」では、本県で13万人、全国で1,167万人もの署名が寄せられた。また、国会請願では、過半数を超える多くの国会議員の反対や、都道府県・市町村議会の圧倒的多数の慎重・反対決議がなされたにもかかわらず、これらを見做す参加表明は十分な議論が行なわれておらず、正に民意不在のものであります。

わが国は過度に貿易に依存するのではなく、地域・国内での生産を基本とした食料安全保障を確立する必要があるとあり、農産物貿易ルールは、食料安全保障を含む農業の多面的役割の発揮と食料・農業・農村基本計画で決定した食料自給率の向上に資するとともに、食の安全・安心や環境保全など、国民の期待に応えるものとすべきであります。

また、3月11日に発生した東日本大震災および原発事故は、特に農林水産業が地域経済・社会を支えている地域に甚大な影響を及ぼす中、国内生産を基本とした再生産可能な農業や食の安全・安心の重要性が再認識されるとともに、「安心・安全な暮らし」、「自然エネルギーを活用した循環型社会の形成」、「人と人とのつながり・共助・絆の大切さ」など、新たな価値観を生み出す契機となりました。今日では震災からの復旧・復興に傾注すべきであります。食料・農業・農村政策を含めたわが国のあり方について、農業関係者だけでなく官民が一体となり互いの叡智を集めて検討・実践すべきであります。

ついては、係る状況に対して実効性ある政策の実現と、生産者が安心して経営を展望できるよう、政府関係機関に対して意見書の提出など必要な措置を講じていただきたく、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

記

I. わが国の食料安全保障の確立と持続的発展が可能な農業づくり

1. わが国の食料安全保障と食料自給率目標50%の実現、多面的機能の発揮を将来にわたり確保するためには、適切な関税水準の維持を前提とすることが必要であり、とりわけ、水田農業において水田を最大限に活用して自給率を上げるためには、わが国の土地利用型農業において、米・小麦・大豆等や戦略的作物の生産の維持・拡大を図るとともに、食と暮らし、いのちを守る関連産業も含め、不利益な貿易交渉には断じて応じないこと。

2. 水田単作地帯、米以外の他作物への転換が可能な地域など、地域条件に応じた複合経営の定着化対策と農業者戸別所得補償制度の充実した制度への見直しとそのセーフティネットを確立すること。

更に、早期の復興ビジョンの策定とあわせ、地域の活性化などを図るため、農地利用集積、園芸施設の団地化、担い手経営体を中心とした集落営農組織の再構築、新規就農者の確保、地産地消の拡大、6次産業化、自然エネルギーの活用など、一体とした持続的発展が可能な農業づくりの政策を速やかに構築すること。

II. 地域条件や環境に配慮した政策の実現と税制特別措置の継続

現行の農地・水・環境保全向上対策による環境こだわり農業に対する支援制度を恒久的な制度と位置づけ、実態に即し、より充実した制度とすること。

また、農業の中心となる担い手経営体ほど大型機械・施設等を導入しており軽油・A重油をはじめとする燃油は高騰しており、農業経営は深刻な状態に陥っている。

については、平成24年3月末に期限を迎える農林水産業に係る軽油引取税の課税免税措置および農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置について、将来にわたって国民への安全・安心な国産農水産物の安定供給を図るうえから、制度の継続を行うとともに恒久化を図ること。

平成23年第7回野洲市議会定例会
請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 5 号	請 願 者	滋賀県平和委員会 代表理事 吉村 克之
受 理 年 月 日	平成23年11月18日		
請 願 件 名	米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の「密約」の破棄と「日米地位協定」の見直しを日本政府に求める意見書の採択について		
請 願 要 旨	別紙のとおり		
紹 介 議 員	小菅 六雄、野並 享子、太田 健一		
付 託 委 員 会	総務常任委員会		

請 願 要 旨

今年1月に沖縄県の国道で米軍属の男性が運転する乗用車が対向車線に侵入し、19歳の青年が運転する軽自動車に正面衝突し死亡させる事故が発生しましたが、3月に那覇地方検察庁沖縄支部は、自動車運転過失致死罪で送検されていた米軍属を「公務中」を理由に不起訴処分にしました。

また、昨年9月に山口県岩国市で発生した米軍岩国基地所属の米軍属による交通死亡事故においても、「公務中」を理由に米軍属は不起訴処分となっています。

このような米軍関係者による事故・事件において、それが「公務執行中」であれ、「公務外」であれ、罪を犯した関係者を、日本の法律で厳正に裁けるよう『日米地位協定』を抜本的に改正せよ」の声が、沖縄や山口をはじめ全国で広がっています。沖縄県では11月までに、県議会をはじめ41市町村中33議会で決議・意見書が採択されています。

「日米地位協定」上の日本が第一次裁判権を有する「公務外」の米兵犯罪について、「日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については、第一次裁判権を行使するつもりはない」とする、1953年9月に日米間が交わした密約については、今年8月26日に外務省がその文書の存在を認めました。

同時に外務省は、「これは当時の担当者の一方的、政策的発現にすぎず、米軍関係者も日本国民と同様の基準で公正に起訴され、裁かれている」旨の見解を示しました。

しかし日本平和委員会が情報公開法に基づき入手した法務省統計資料によっても、2010年に起こった米兵・軍属・家族による犯罪の一般刑法犯（自動車による過失致死傷を除く）の起訴率は11.7%で、日本全体における起訴率42.2%に比べて極めて低い状況にあります。

このような政府の見解を許さず、米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権の放棄の密約を、「日米間の密約」として認め、それを放棄しないかぎり、これまでと同様に不当な対応が続き、国民の人権が蹂躪されます。

これは、「日米地位協定」によって1年に6週間、米軍基地となる饗庭野演習場を抱える滋賀県でも重要な課題で、これを許さないために意見書を日本政府に提出されるよう請願します。

請願事項 米軍関係者による事故・事件における第一次裁判権放棄の「密約」の破棄と「日米地位協定」の見直しを日本政府に求める意見書の採択について